

- 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料の減免を行うことができる。
- 今般、以下の条件により、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対し保険料の減免を行う保険者に対し、減免に要する費用の財政支援を行う。

減免の要件 及び金額	<p>①主たる生計維持者の死亡等 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒全額免除</p> <hr/> <p>②主たる生計維持者の事業収入等の減少 【要件】 i 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該収入額の3/10以上 ii 減少することが見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</p> <p>【減免額の計算】 対象保険料（税）額（A×B/C）× 減額又は免除の割合（d） = 減額又は免除額</p> <p>対象保険料（税）額 = A×B/C)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">A：当該第一号被保険者の保険料額</td> <td style="width: 35%;">B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少 することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額</td> <td style="width: 15%;">C：当該第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の 合計所得金額</td> </tr> </table>		A：当該第一号被保険者の保険料額	B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少 することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	C：当該第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の 合計所得金額
	A：当該第一号被保険者の保険料額	B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少 することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	C：当該第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の 合計所得金額		
対象保険者	上記基準により減免を行った全ての保険者				
補助割合	10/10 ※全額特別調整交付金により支援（通常は、特別調整交付金にて8/10支援。）				

	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合=d※
【介護】	210万円以下であるとき	全部
	210万円を超えるとき	10分の8

※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、またる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)

避難指示区域等

【平成24年度～令和4年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層(注3)の住民
 - ・平成26年10月以降順次、特別措置の対象外(注4)
 - ・特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

【令和5年度】

- ① 帰還困難区域の住民及び平成27年度～令和4年度の間避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- ② 平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 保険料の半額を免除、窓口負担の免除はさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- ③ 令和4年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ ③の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

(注1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2)「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3)「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約40万円以上)、介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(注4)平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、令和元年度に避難指示が解除された区域等の上位所得層は令和2年10月から、令和4年度に避難指示が解除された帰還困難区域(双葉町の一部)の上位所得層は令和5年10月から、特別措置の対象外とする。

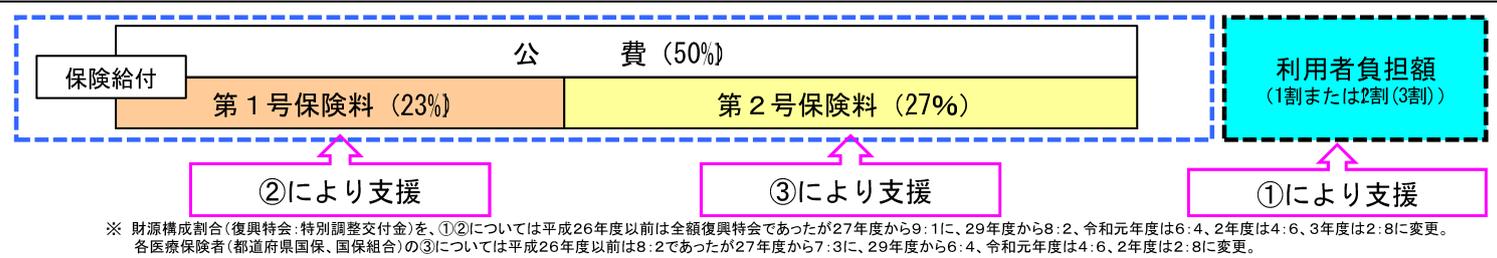
(※1) (注1)・(注2)区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に、令和元年度から4:6に、令和2年度から2:8に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、令和元年度からは6:4に、令和2年度からは4:6に、令和3年度からは2:8に変更。

東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。(※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者)

利用者負担免除関係	① 避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援	3.8億円 (3.8億円)
保険料減免関係	② 避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援	5.3億円 (6.5億円)
	③ 避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援	0.6億円 (0.7億円)



【令和5年度からの見直し内容について】

- ・平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とする。また、避難指示区域等の指定が解除されてからの機関をきめ細かく考慮して施行することとした。
- ・被保険者の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直す。
- ・保険料については、見直し開始年度は保険料の半額の免除に対して財政支援を実施する。
- ・利用者負担については、見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施する。

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 広野、楢葉(一部)、川内(一部)、南相馬(一部)、田村	保険料		1/2	×	特例終了			
	窓口	○	○					
【平成27年に解除された地域】 楢葉(残り全域)	保険料		○	1/2	×	特例終了		
	窓口	○	○	○	○			
【平成28年に解除された地域】 葛尾(一部)、川内(残り全域)、南相馬(一部)	保険料		○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口	○	○	○	○	○		
【平成29年に解除された地域】 飯館(一部)、浪江(一部)、川俣、富岡(一部)	保険料		○	○	○	1/2	×	特例終了
	窓口	○	○	○	○	○	○	

避難指示区域等の解除・再編の経過

- 旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は、**平成26年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層は、**平成27年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外とする。
- 平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は、**平成28年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- これまでに指定が解除された区域の取扱いと同等に、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は、**平成29年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外とする。
- 令和元年度に解除された区域等の上位所得層については、**令和2年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外とする。

